

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島 和夫

乙 埼玉県川越市脇田本町14-1207第一住宅ビル
株式会社第一住宅
代表取締役社長 浅井秀樹

2-4-5 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び 株式会社協同商事（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

- 2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。
- 5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	COEDO クラフトビール醸造所
所在地	埼玉県東松山市大字大谷1352
使用範囲	平面駐車場・施設敷地内グラウンド（要事前確認）
収容人数	平面駐車場（100台）施設敷地内グラウンド（400台）
避難時の入口	工場駐車場正面入り口 【避難時の施設入口の鍵】 町の依頼により施設管理側で鍵の開閉を実施。

- 2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月25日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下ハツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県川越市中台南2丁目20番地1
株式会社協同商事
代表取締役社長 朝霧重治

2-4-6 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び吉原産業株式会社（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

- 2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。
- 5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	ノア東松山店
所在地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 3001-2
使用範囲	駐車場 ※店舗は許可がない限り立ち入り禁止とする
収容人数	700台
避難時の入口	直接侵入可能（鍵等の受領なし）

- 2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受け入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満

了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 6月24日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯 島 和 夫

乙 福島県会津若松市上町8番30号
吉原産業株式会社
代表取締役 吉原純哲

2-4-7 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び株式会社エスタディオ（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自動的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

- 2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。
- 5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	エスタディオ東松山店
所在地	埼玉県東松山市大字石橋 1687 番地2
使用範囲	駐車場
収容人数	駐車場 700台
避難時の入口	特になし

- 2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受け入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 6月29日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯 島 和 夫

乙 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ6階
株式会社エスタディオ
代表取締役社長 中 西 純 穂

2-4-8 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び株式会社プリンス（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

- 2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。
- 5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	パーラーEX滑川店
所在地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾225-1
使用範囲	駐車場
収容人数	駐車場 600台
避難時の入口	直接侵入可能（鍵等の受領なし）

- 2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受け入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 6月24日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県熊谷市上之753-1
株式会社プリンス
代表取締役 平 沼 芳 郎

2-4-9 水害時における施設等の使用に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と公益財団法人埼玉県公園緑地協会埼玉県こども動物自然公園管理事務所（以下「乙」という。）は、水害時における公園施設（以下「施設」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）、自家用車を使用して避難する者（以下「避難者」という。）に対して、乙の駐車場の一部を一時的に開放することについて、必要事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に協力要請する内容は、次に掲げるものとする。

- （1）駐車場を避難者及び当該避難者の自家用車の避難場所として甲に提供すること。
- （2）避難者に対し乙の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、救助活動のために実施可能のこと。

○ 2 前項第1号に定める駐車場における利用可能範囲については、あらかじめ甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の協議に基づき図面により利用範囲を指定するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等は文書により前条第1項の協力を要請するものとする。

○ 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し自家用車使用者避難場所開設要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（管理運営責任）

第4条 甲は、第2条第1項に基づく乙の協力については、避難者に対して甲の責任において管理運営を行うものとする。

（協力期間）

第5条 この協定に基づく協力期間は、第3条に定める甲の要請を受けたときから3日以内とし、甲は、3日以内に他の避難所等へ避難者を誘導するなどの対策を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は甲乙協議の上、期間を延長することができる。

（避難者への誘導）

第6条 甲は、乙の駐車場に避難してきた避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行わなければならない。また、甲は、指導に従わない避難者を乙の駐車場から撤退させなければならない。

- （1）危険物を持ち込まないこと
- （2）火気を使用しないこと
- （3）施設を故意に毀損させる行為を行わないこと
- （4）その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと

○ 2 乙は、前項の指導事項を甲による指導として、甲に代わり行うことができる。